

生産緑地地区指定について

【要件】

- 市街化区域内にある農地等であること。
- 300㎡以上の区域であること。
- 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

〈提出書類〉

書類	備考
1. 生産緑地地区指定申出 兼同意確認書（様式1）	
2. 登記事項証明書 （全部事項証明書）	発行日から3ヶ月以内のもの。 ※法務局にて取得
3. 公図	発行日から3ヶ月以内のもの。あれば地積測量図も。 ※法務局にて取得
4. 位置図	申請地の位置がわかる地図。
5. 現地写真	申請地の適正な管理状況がわかる写真。
6. 承諾書（様式2）	

※必要に応じて、追加書類を求めることがあります。

※上記に加えて提出者の本人確認ができるものをお持ちください。

○指定を希望する農地の所有者が提出してください。

代理人等が提出する場合、上記提出書類に加えて、農地等利害関係人全員の実印を押印した委任状と全員分の印鑑証明書の提出が必要です。

○指定に関するフロー

①事前相談

香芝市役所2階 都市計画課にてご相談ください。

この際、所在を把握しておいてください。

②申出受付

令和6年4月1日から令和6年6月28日までにご提出ください。

③現地確認

現に農地等として管理されているか等について、職員が現地確認を行います。

④指定手続き

適正に管理されていると判断した農地等については、職員が指定の手続きを行います。

⑤通知

指定した農地等については、農地等利害関係人全員に通知文を送付いたします。通知文は、11月から12月頃送付予定です。

これを以て、指定完了となります。翌年の固定資産税より反映されます。

※なお、生産緑地地区としての法的効力は、令和6年12月25日以降となります。